



青 工 第 204 号
平成 20 年 5 月 26 日

青森県高圧ガス協会
会 長 葛 西 信 二 殿

青森県商工労働部長
(公印省略)

高圧ガス容器の適正管理について (通知)

県の産業保安行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、近年、高圧ガス容器（高圧ガス保安法（昭和 26 年 法律第 204 号）第 41 条に規定する容器で、内容積 1 リットル以上の容器をいう。以下同じ。）を使用して高圧ガスを消費する事業所において、高圧ガス容器の放置又は長期間の留置による容器の外表面腐食等を原因とする破裂事故が多発しております。

このため県では、高圧ガス容器の放置及び長期間留置による災害の発生を防止するために、「青森県高圧ガス容器の適正管理指針」を策定し、関係事業者等に周知することとしました。

つきましては、貴職から貴協会会員に対し、別添「青森県高圧ガス容器の適正管理指針」に基づき、高圧ガス容器の適正管理に当たるよう周知及び指導をお願いします。

なお、高圧ガス消費事業者及び高圧ガス販売事業者を対象とする「高圧ガス容器の適正管理」に係る保安講習会の開催について、特別の御配慮をお願いします。

■添付書類

- ・「青森県高圧ガス容器の適正管理指針」

担当	工業振興課 産業保安グループ
電話	017-734-9392 (直通)
FAX	017-734-8109

青森県高圧ガス容器の適正管理指針

1 目的

この指針は、高圧ガス容器の放置及び長期滞留を防止するとともに放置等された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第41条に規定する容器で内容積1リットル以上の容器をいう。）を使用して高圧ガスの販売又は消費を行う者について適用する。

3 高圧ガス消費事業者のとりべき措置

- ① 事業所には、高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払い状況等を管理すること。
- ② 事業所には、高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器管理責任者を置くこと。
- ③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が管理状況を確認すること。
- ④ 使用済みの高圧ガス容器（自己所有容器を除く。以下同じ。）は、直ちに高圧ガス販売事業者に返却すること。
また、残ガスのある容器であっても容器設置後、原則として6ヶ月以上留置しないこととし、高圧ガス販売事業者の行う容器の回収に速やかに応ずること。
- ⑤ 事業所では、湿気、水滴等の付着による高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすい環境に保管しないこと。
- ⑥ 高圧ガスを取り扱う従業員（高圧ガス容器管理責任者を含む。）に対して、1年間を通じて1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

4 高圧ガス販売事業者のとりべき措置

- ① 高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳を備え、常に高圧ガス容器の管理を行うこと。
- ② 使用済みの高圧ガス容器の回収は迅速に行い、高圧ガス消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱い容器以外の容器であっても回収すること。
- ③ 高圧ガス容器は原則として貸与することとし、また、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- ④ 残ガスのある容器であっても引渡し後、原則として6ヶ月以上高圧ガス消費事業所に留置しないこと。
- ⑤ 高圧ガス容器の外面腐食が懸念される高圧ガス消費事業所には、高圧ガス容器の貯蔵方法及び取扱方法について周知を行うこと。
- ⑥ 従業員に対して、1年間を通じて2回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。

5 その他

この指針は、平成20年5月26日から施行する。